

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本 晋◎弁護士・弁理士

## 顧客別売上げ等の営業秘密について不正使用等の差止め・損害賠償請求を認容した事例

[大阪地方裁判所 平成28年6月23日判決 平成25年(ワ)第12149号]

### 1. はじめに

近時のIT環境の変化等により企業の情報漏えいが深刻化していることを背景に、平成27年に営業秘密侵害罪の法定刑の引き上げ、非親告罪化、不正使用の立証負担の軽減等を内容とする不正競争防止法の改正が行われました。

また、経済産業省は「営業秘密管理指針」を改訂し(平成27年1月)、続いて平成28年2月には「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」を公表しました。このように、営業秘密の保護は国家的関心事となっています。

本件は、顧客別売上げ等の営業秘密について不正使用等の差止め・損害賠償請求を認容した事例であり、営業秘密保護を考えるにあたり参考となる一事例として紹介するものです。

### 2. 事案の概要

本件は、開業医等から委託を受けて生化学検査等の臨床検査を行うことなどを業務とする会社である原告が、原告会社から被告会社に転職した被告P1および被告会社に対し、原告会社の営業秘密(顧客別の売上げ情報および販売価格。以下、本件情報)について、被告P1による不正開示・使用行為(不競法2条1

項7号)および被告会社による不正使用行為(同法2条1項8号)があったと主張し、これらの行為の差止め(本件情報のみならず、本件情報から生成された情報を含め一切の文書および電磁的記録媒体の廃棄請求を含む)と、連帯して8000万円余の損害賠償を求めた事件です。

また、被告P1に対しては、被告P1の行為が懲戒解雇事由に該当することを理由とする退職金の返還が請求され、上記不正競争行為に基づく損害賠償の予備的請求として、競業避止義務違反等に基づく損害賠償が請求されています。

### 3. 争点および裁判所の判断

#### (1) 営業秘密該当性

裁判所は、以下のとおり本件情報の秘密管理性を肯定し、有用性・非公知性も肯定して本件情報の営業秘密該当性を認めました。

「(ア) ……本件情報……は、従業員しか閲覧することのできない社内ネットで管理されており、閲覧できる範囲についても従業員の所属部署、地位に応じて定められていて、従業員においてもそのような情報保護の規程があることを認識することができた状況にあったといえるから、上記情報は、従業員においても、

秘密と認識できるような取り扱いを行っていたといえる。そして、営業部門については、特に営業情報保護手順書が定められており、業務上知り得た医療機関の情報等について漏えいしてはならないなどとされていたことからすれば、従業員において、本件情報が秘密であることを十分認識できたものといえる。

したがって、本件情報は、秘密として管理されていたものといえる。

(イ) ……内部情報保護規程による定めが従業員には周知されている状況にあり、管理職が秘密情報の管理についての研修も行い……、本件情報が、営業活動上、重要な情報であることを十分に認識できたものと認められるのであるから、営業活動のために必要な本件情報を、営業に必要な範囲で権限のない従業員に閲覧させ、あるいは情報共有していたとしても、そのことを理由に直ちに本件情報を含む顧客情報等が秘密管理されていなかったということとはできない」

#### (2) 被告P1、被告会社の不正開示・使用行為

裁判所は、以下のとおり被告P1による被告会社への不正開示・使用行為があったことを認定しました。

「……被告P1は、原告から営業秘密

である本件情報を含む情報の開示を受けた者であるが、これを利用して作成された『親密度ファイル』を用いて、同時期に原告から被告会社に転職する予定の者らと被告会社転職後の原告顧客に対する営業活動について協議し、その結果を『KM売上計画2012』にまとめ、そこには新たに臨床検査の委託を受ける際の諸条件のみならず原告との関係における売上実績が記載されていたものである。そして、被告P1ら転職者は、被告会社転職後、原告の顧客を主たる対象として営業活動をしてきたものであるが、医療機関に対する営業開始後直ちに見積書を当該医療機関に提示した場合もあるのであり、通常割合以上に原告から被告会社に対して臨床検査の委託先を変更した顧客があり、その顧客の多くは被告P1ら転職者が『KM売上計画2012』において被告会社との取引を、取引開始月まで見込んでいた医療機関であることから、……本件情報の有用性も併せ考えれば、原告顧客に対する営業活動をするに当たり、被告P1は、その余の転職者らとともに『親密度ファイル』又は『KM売上計画2012』を媒介にして本件情報を使用していた、すなわち、被告会社転職後にその余の転職者らとともに本件情報を被告会社に開示し、使用したと推認する方が自然であり、また合理的である」

また、裁判所は、被告P1ら転職者が被告会社従業員として行った原告顧客に対する営業活動により、被告会社も本件情報につき不競法2条1項8号の不正使用行為をしていたものと認定しました。

### (3) 差止請求について

裁判所は、本件情報の不正使用行為等の差止請求を認容しました。

ただし、本件情報から「生成された情報」の廃棄請求については、「外延が無限定となりかねない」「侵害の予防に必要な行為としても認めることはできない」との理由により、これを認めませんでした。

### (4) 損害賠償請求について

原告は、① 委託先を原告から被告に変更した医療機関について、前年同月の売上総額に原告の売上総利益率を乗じた金額、② 原告に委託する臨床検査科目を減じた医療機関について、前年同月との差額に原告の売上総利益率を乗じた金額、および③ 原告が被告会社に対抗するために検査料を減額した医療機関について、前年同月との差額の全額を、それぞれ被告らの不正競争と因果関係のある損害であると主張しました。

これに対し、裁判所は以下のとおり判断しました。

「……臨床検査会社間の競争によって医療機関が委託臨床検査会社を変更することは、日常的に一定割合で起きているのであるから、被告P1ら転職者が、原告退職後に、原告の顧客を対象として営業をすることが禁じられているわけではない中……原告自身は、被告P1ら転職者の一斉退職により営業力が減じられ、その一方、被告会社は、被告P1ら転職者を受け入れて営業力を増していたという状況にあった以上、本件情報の使用如何にかかわらず、原告は被告会社との競業により売上減少は避けられなかったといえるはずである。

そうすると、そのような競業の中で本

件情報を使用できることにより被告会社が効率のよい営業をすることで原告に損害を与えたとするのなら、それは、競業の結果、いずれ原告から被告会社に委託先を変更する顧客に対し、被告会社が速やかに営業活動を開始することで、その変更が本来起き得る時期よりも早く実現し、もって、その時期的な差の期間分、原告の売上げが減少させたことで現れる限度というべきである。そして、そのように営業開始着手時期を優先すべき有利な顧客に対する営業は順次実行されていったはずであるから、本件情報の価値は、経時的に減少していくことも考慮する必要があるといえる」

「……医療機関が臨床検査会社を変更するためには、……各種の負担が生じるのであり、……医療機関には、検査料の単純な高低だけで臨床検査会社を選択しているわけではないことがうかがえ、臨床検査会社担当者と医療機関の医師ないし担当者との個人的関係で委託関係が維持されたり変更されたりする可能性も否定できないから、原告と被告会社の競業において、顧客が原告から被告会社に移動した理由には、被告らが主張するような、被告P1ら転職者と顧客となる医療機関の医師あるいは担当者との人間関係が貢献したことも考慮される必要がある」

「……被告P1ら転職者は、……原告在職時において担当する顧客の委託内容及び検査料を、詳細にわたらなくとも概略は記憶していたはずであるし、そうでなくとも被告会社に転職後、顧客との信頼関係に基づいて、検査項目ごとの単価、請求額等の本件情報に相当する情報を顧客から得ることは可能であると

いえるし、新規の顧客であっても現に得ている場合も認められるから……被告会社転職後に原告在職時の顧客に対して営業活動をするに当たり、本件情報によることのない営業も行ったはずであって、その点でも、原告主張に係る損害すべてが本件情報の使用に起因すると見ることはできないというべきである」

「以上のような事情を総合考慮すると、被告らが不正競争を理由として原告に負うべき損害賠償責任は、本件情報の価値が経時的に減少していくことを踏まえて不正競争開始後1年の期間に限って認定するのが相当であり、これをまとめると、本件情報の使用による不正競争を理由として被告らが負うべき損害賠償額は、委託関係を喪失した医療機関との関係では、前年実績額から算定される損害額を基礎に被告会社の競業開始当初の4か月間についてその3割、次の4か月に2割、さらに次の4か月に1割の限度で算出したもののうち、原告の利益率0.28……を乗じて認定するのが相当である。また、条件を変更したことによる売上減少についても同様である（ただし、条件変更による減額は、利益が減少しただけであるから利益率を乗じる必要はない。）。しかし、一部臨床検査科目だけの変更があったとする医療機関に対する関係では、一部の検査科目のみを他の検査会社に委託することは手続が一層煩雑となると考えられることから、これが単純に臨床検査料だけの問題で変更が判断されたとは認め難く、この部分の損害発生については、そもそも被告らによる不正競争との因果関係を認めることはできないというべきである」

結論として裁判所は、788万円余（うち弁護士費用相当額130万円）の損害賠償請求を認容しました。

なお、裁判所は、競業避止義務違反等に基づく損害賠償請求について、上記不正競争行為に基づく損害額を超えることはないとして判断しませんでした。

#### (5) 退職金返還請求について

裁判所は、被告P1の行為は、原告在職中に、就業規則に定める「業務上重要な秘密」である本件情報を故意に「漏らそうとした」ということができ、被告P1は原告退職が確定する直前には関西第二営業部長という営業の重職にあり、そのような地位にあった者が上記行為に及んだことなどから、被告P1の行為は、懲戒解雇事由である「前各項に該当し、その情状が重いとき」に相当するとして、就業規則中の退職金返還規定に基づき、退職金の返還請求を認容しました。

#### 4. 考察

(1) 営業秘密該当性の中心的要件である秘密管理性については、外部者にも客観的に秘密であることが認識できるほどの秘密管理措置は必要ではなく、従業員にとって秘密であることを認識できる程度の秘密管理措置を取っていれば足りるとするのが近時の裁判例の主流であり、本判決もこれに沿った判断となっています。

(2) 一般論として、営業秘密の不正開示・使用行為の立証は困難を伴うことが多いです。本件では、被告P1らと共に原告を退職することを検討しながらも残留した者がおり、この者から得た証拠が立証上重要な意義を果たしたと思われる。

(3) 差止めの範囲について、原告は、本件情報からさらに生成した物を含めて廃棄請求を行いました。工夫した主張ですが、外延が不明確であるとの理由で、裁判所の認めるところとはなりません。

(4) 本件で原告は、不競法5条2項の推定規定を用いず、原告の逸失利益を損害として主張しました。

これに対し裁判所は、本件情報の価値は、経時的に減少していくことなどを考慮して、損害発生期間を不正競争開始後1年間に限定し、その期間についても損害賠償額を4か月ごとに漸次減減させるという認定をしており、実務上、参考になるものといえます。

(5) 本件では、被告P1の行為が原告就業規則上の懲戒解雇事由に当たることを理由とする、退職金の返還請求が認容されました。もとより、このような対抗措置を取るためには、退職後に懲戒解雇事由が露見した場合、退職金を返還請求できる旨の規定が設けられていることが必要ですので、企業としては就業規則の内容を確認しておくべきでしょう。

#### いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

#### もりもとしん

東京大学法学部卒業。弁護士・弁理士・中小企業診断士。知的財産権、システム開発、M & A、情報法などに関する紛争、契約案件を得意とする。